特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	後期高齢者医療保険関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第22号)等の規定に則り対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認。②資格管理に必要な情報を、茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。③保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会。④所得・課税情報を広域連合に提供し、保険料情報の提供を受ける。⑤保険料情報をもとに期割計算を行い、期割情報を広域連合に提供する。⑥口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。⑦徴収した保険料の収納情報、滞納者情報を広域連合に提供する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 総合窓ロシステム
2. 特定個人情報ファイル	

後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十

一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表 第85項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第七号) 第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
		<選択肢>			
 ①実施の有無	「 実施する ⁻	1) 実施する			
①美心の有無	し 天肥りる .	2) 実施しない			
		3) 未定			
②法令上の根拠	報の提供の制限) (情報提供の根拠) 行政手続きにおける特定 用特定個人情報の提供! 第2条第115項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の	Eの個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号(特定個人情 Eの個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八号に基づく利 に関する命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第九号) D個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 供に関する命令(令和六年五月二十四日内閣府・総務省令第九号)			

5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 総務部 総務課 TEL:0299-63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL:0299-63-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]	雷占 陌日 亚 価聿	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。	心(成)別に りいくは、てれてれ	"里尔境口計‴音	大は主項日計画音において、リヘ)	ノ対東の計画が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通り	じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		本人からのマイ	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 とを厳守している。

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。			

		ern-es	execus:	0.000	BANGE SAGE
SHEKE I	1 関連機能 5.評価実施機関に向ける標 地部署	湖南市 市民福祉部 保険作金課	THREE THE	## 	
en en en en	日本書 (日本書 1 関連機能 5 評価実施機関に向ける標 施加書 (2所属長	保険年金部長 川井 領兵	市共課長 今京 男子	+9	
	売加算 2世間長 1 開連機能			+8	
DARKET I	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する際い合わ な	〒211-3482 京城県原来市近406 原東市 市民福祉館 保険市金課 TEL (6296)-62-1111(代表)	〒311-3403 京城県東京市代206 銀高市 古英祖社郎 古英雄 TDL (0096)-63-1111(代表)	## #	
preterior d	II しきい信刊取項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	中原27年4月1日時長	中成20年4月1日時点	+12	
tertal set	3 しきい値刊期項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成20年4月1日時点	#R	
Dodoct in	1 関連機能 5. 評価実施機関に向ける標 当即等 2所属長	市民課長 今泉 典子	THE SOU TO	+2	
Dodog (B	②作画会 ② しきい信刊取項目 5. 対象人数 いつ時点の計数か	平成20年3月1日時点	平成20年4月1日時点	#12	
Dodog (B	I しきい値刊取項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成25年3月1日時点	平成20年4月1日時点	#R	
DARKE III	1 関連機能 5.評価実施機関に向ける標 施部署 2.根質長	石英語長 長裕川 智也	石英雄長	## ?	
	2 にきい値利期項目 1 にきい値利期項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成20年4月1日時点	平成20年3月1日時点	## #	
Doday) is	I しきい信刊取項目 2 取扱者数 いつ終点の計数か	平成20年4月1日時点	平成20年3月1日時点	#R	
S 848 III	I しきい信用原項目 5.対象人数 い対象信の表性か	中成20年8月1日時点	平成21年6月1日時直	#19	
2 W-ST-10	3 しきい値刊期項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成20年3月1日時点	平成21年6月1日時点	# R	
D BUSTON	10 リスタ射電		リスク対策様式に伴う進加	丰俊	
SECTION	I 関連機能 I 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②システムの名称	後期高齢者医療システム 特別機能管理システム 総合明らんアカム 後期高齢者医療工場連合電源処理システム (標準システム)	接環席的音楽像システム 特別株は管理システム 総合総グンステム 被理路音楽像工能達金電源処理システム 機構システム 総合を応じステム	*#	
50 0.00	2 しきい個刊取項目 1. 対象人数 いつ性点の対象が	平成21年4月1日時点	平成20年6月1日時点	#12	
STATE	2 しきい値利期項目 5.対象人数 いつ時点の対数か 2 しきい値利期項目 2 取扱者数 いつ時点の対数か	平成21年6月1日時点	平成20年6月1日時点	+2	
See of 10	いつ時点の計数か I しきい信用期項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	中成22年6月1日時点	全和2年4月1日時点	# 2	
SERVE III	いつ時点の計数か I しきい値利期項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成22年4月1日時点	98252F1DB4	+2	
SERVE III	1 国連規制 4情報提供キットワークシステ ムによる情報連携 2法令上の模規	番号法案が申り、特定額人情報の受例の制 額) (情報受例の規則) (情報受例の規則) (情報を必めるのと無常をである事業立 が実施を定める命令(平成が年内開発・総務 を定別り、記述 (非裁解をの規則) (非裁解をの規則)	番号は深い幸卓号(特定個人情報の受快の制 間) (集) (集) (集) (集) (集) (集) (集) (集) (集) (集	*9	
SARTE IN	II しかい信刊期項目 II 対象人数 評価対象の等限の対象人数 は何人か いつ時点の計数	作物のでは月1日時点	1 開発第一の位の開 ・ 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	+=	
SARTE IN	か I しきい個利期項目 2.取扱者数 特定個人保護機能ファイル 取扱者数は300人以上か い つ時点の計数か	全和2年8月1回時直	全枢4年7月1日時点	***	
H-0-48 +40	2 しきい個刊取項目 1.対象人数 対域をの等限の対象人数 は個人か じつ時点の対象 か	全部4年7月1日時点	令和2年7月1日時点	+==	
MENT HE	2 しきい値刊取項目 2 五姿を数 特定個人保護情報ファイル 取扱を数は200人以上か い つ時点の計数か	全部4年7月1日時点	全部2年7月1日時在	***	
10 E (\$ 14 E	2 しきい信刊取項目 5.対象人数 評価対象の等限の対象人数 は何人か いつ時点の計数 か	全和5年7月1日時点	◆K4年7月1日時点	*=	
D-15-4,5+4.00	II しきい値刊期項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル 取扱者数は200人以上か い つ時点の計数か	全和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	+=	
B-E-(\$140	2. 個人番号の利用 法令上の模剪	が数手額: 向ける特定の個人を建設するため の番号の利用等に関する法律で成こ十五年 東京エーロ上級学士であり、安全最高 環、原産ー 第30億、6円での個人を設け、 東30円の数十級にから、第50円の個人を設け、 いかに乗るでする人工業化である。 の一十大大人、月十四内間が、起発を含ま工 等) 第40億		***	
	4. 情報提供キックータンス ラムによる情報選携 2法令上の修製	書刊及第19年時 特定個人情報の浸染の制 情報提供の研究) 対象第二の00-01の 第二の00-01 第二の00 第二00 第二00 第二00 第二00 第二00 第二00 第二0	の第一個をに向けら得受の個人を開発する。 から参考の分析的には同じくの個質の地域の が関係を対しての個質の地域の に関係を必要を に対しての個点である。 に対しての個点である。 を を に対しての個点である。 に の他の個点である。 に の他の個点である。 に の他の個点である。 に の他の他の個点である。 に の他の他の個点である。 に の他の他の他の他の他の一位の他の一位の一位の一位の で を を の他の他の他の一位の一位の一位の一位の で を を の他の他の他の一位の一位の一位の一位の で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	*8	
u-4 -s2-s4	が リスク対策を 人手を介 石させる作業人為的立えが発 生するリスクへの対策は十分 か	-	+9786.	*#	
24 m2 m2	部 リスク対策化 人手を介 在させる作業判断の要契	-	マイナンバー利用事際に向けるマイナンバー 登録事際に係る機能的なガイアラインに従い、 マイナンバー登録や部本受験の際には、本人 からのマイナンバー取得の確認や、但基やット 場合を行う部には今情報とは自然を含むつ情 様による相乗を行うことを指すしている。	*n	
174 mil mil	27 リスク対策11. 最も使用 度が高いと考えられる対策最も使用度が高いと考えられる対策 を開度が高いと考えられる 対策	-	3) 産業のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	+=	
10 N mill mill	27 リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再興】	-	+9786.	+=	
F 4 - 12 - 18	27 リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策利 節の模裂	-	情報提供キットワークシステムを達じて利用で きる事務へのアクセス機関を抵抗験員のみに 設定し、ログイン時には全体認証を含む二要 素認証を用いてアクセスするため。	*n	
	エレきい個刊新項目 (対象 人数 いつの時点の計画か	全和6年7月1日	素質証を用いてアクセスするため、 全程2世18月1日	*#	
041014					